



10万円が追加で給付されます。

「措置入所児童に係る住民税非課税世帯に対する

臨時特別給付金について」

先に、18歳以下の児童に対して10万円の特別給付金が支給されましたが、「子育て世帯への臨時特別給付」とは別の給付金で児童養護施設等（FHも対象）に入所している主に高校生で**非課税世帯の児童**に対して、追加で10万円が支給されます。

基準日：令和3年12月10日においてFHに措置されている児童等

申請者：施設職員による代理申請（FHの場合は多くはホーム長に）

支給市町村：FH所在市町村

給付金使途：多くは児童手当と同様（各都道府県によって）

○手続きが必要です。

○市町村から給付金に関して申請通知があった時は、代理で申請してください。申請時期、支給時期も異なります。市町村担当窓口にお問い合わせを。

○兄弟姉妹が措置されている場合、同一所帯として代表口座（本人名義）に振り込まれます。それぞれの口座に振り込み処理をしてください。

○申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに住んでいる市区町村に提出。

なお 基準日以降の入所児童がいる場合は、やはり市区町村にお問い合わせを。

詳しくは 「内閣府 非課税世帯等給付金」（検索）で。